

労働安全衛生法を改正 平成27年6月1日から 職場の「受動喫煙防止対策」が 事業者の努力義務となりました

▶受動喫煙とは？

室内と室外に準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。
今回の改正法によって、**労働者の健康の保持増進のために**、職場の受動喫煙防止対策が必要となりました。

▶法律の対象となる事業者の範囲は？

資本金や常時雇用する労働者の数にかかわらず、**すべての事業者が対象**です。

▶具体的に何をすればよいのでしょうか？

事業者は「**事業者および事業場の実情に応じ適切な措置**」をとるよう努めることとしています。
(法第68条の2)

事業者は現状把握と分析を行い、衛生委員会などで具体的な対策を決めて実施します。

また、対策の実施後は効果を確認し、必要に応じて対策の見直しを行いましょう。

対策の進め方は裏面に記載していますので、参考にしてください。

▶何か支援は受けられますか？

厚生労働省では、以下の支援事業を実施しています。ぜひ、ご利用ください。

厚生労働省が実施する支援事業

① 屋外喫煙所や喫煙室などの設置にかかる費用の助成（受動喫煙防止対策助成金）

対象事業主：すべての業種の**中小企業**事業主

助成率：1／2（上限200万円）

問い合わせ先：事業場のある都道府県労働局の健康安全課（または健康課）

② 受動喫煙防止対策の技術的な相談の受付（電話相談・実地指導）（無料）

周知啓発のための説明会の開催、企業・団体の会合への講師派遣（無料）

対象事業主：すべての規模・業種の事業主

問い合わせ先：050-3537-0777（受託者：一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会）

③ 空気環境の測定機器（粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計）の貸出し（無料）

対象事業主：すべての規模・業種の事業主

問い合わせ先：050-3642-2669（受託者：株式会社 アマラン）

改正法や関係通達、支援事業の内容について、詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

職場 受動喫煙

検索

